

①客引き・スカウト行為等（新設・平成 26 年 6 月 1 日～）

●禁止事項

客引き行為等（客引き・客待ち）

…居酒屋、カラオケ、風俗店、性風俗店

スカウト行為等（スカウト・スカウト待ち）

…風俗店の従業員、性風俗店の従業員、アダルトビデオ等の女優等

●指導する者：①町会、商店会からの推薦を受け、講習を受講した市民

②八王子市生活安全・安心指導員（市嘱託員・委託業者警備員）

●指導内容：指導

●罰則：なし

●質問・調査：あり（市民指導員は除く）

●適用範囲：市内全域を対象

●重点区域：八王子駅北口・南口の一部で指導を実施（裏面参照）

②つきまとい勧誘行為（平成 15 年 4 月 1 日～）

●禁止事項：

（現 行）勧誘に対し拒絶の意思を示している者に対し、執ようにつきまとい、勧誘を行う行為をいう

（改正後）拒絶の意思を示している者に対し、その身体又は衣服をとらえ、所持品を取りあげ、進路に立ちふさがり、身辺につきまとう等執ように勧誘を行う行為をいう

●指導する者：安全安心指導員（市嘱託員・委託業者警備員）

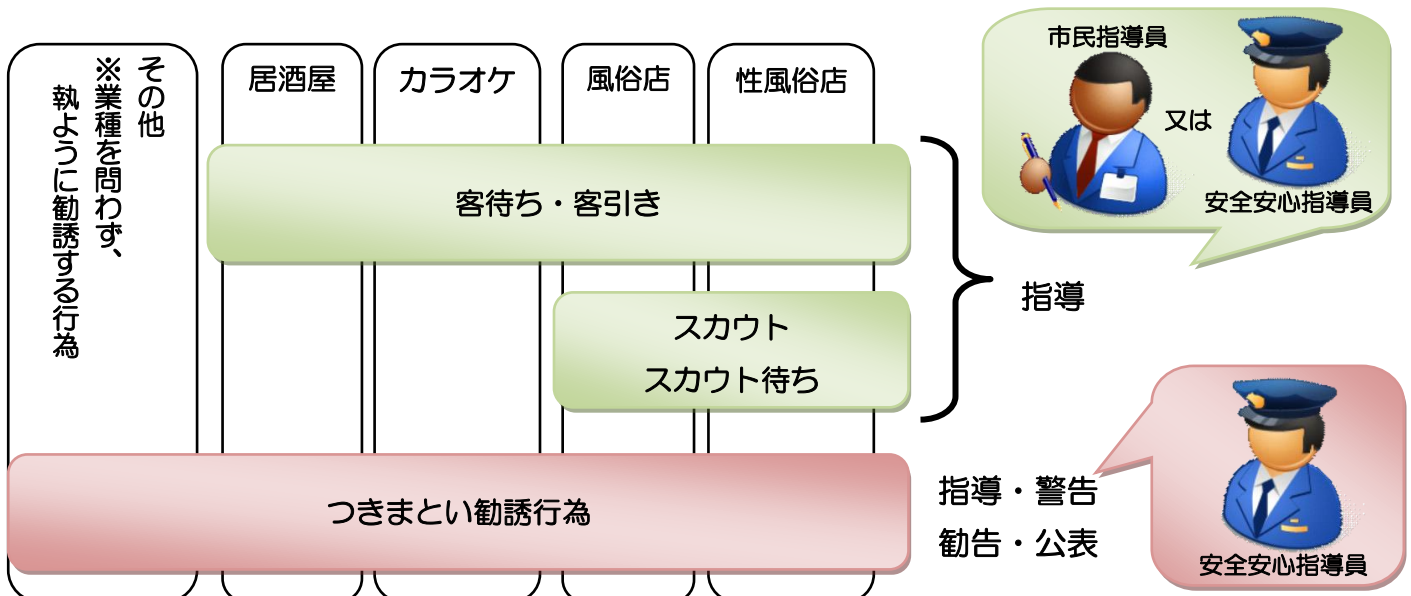
●指導内容：指導（指導書）・警告（警告書）・勧告（勧告書）

●罰則：公表

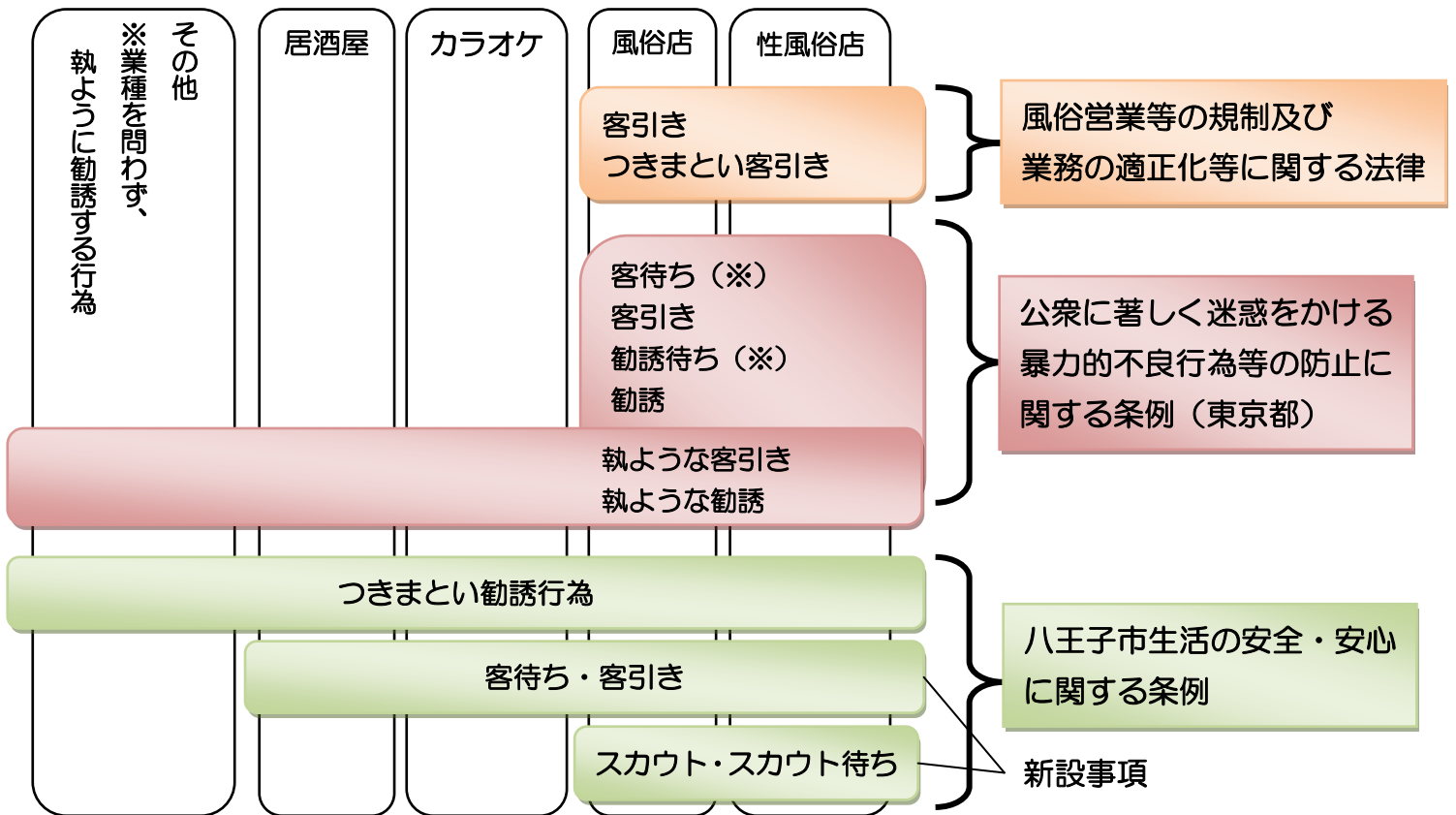
●質問・調査：あり

●適用範囲：市内全域を対象

●重点区域：八王子駅北口・南口の一部で指導を実施（裏面参照）



③現行法令との関係性



《重点区域》

客引き・つきまとい勧誘行為等防止重点区域(案)

